

投資信託に関する留意事項

【投資信託のリスク】

◎投資信託はその信託財産に組入られた株式、債券、REITなどの価格変動、金利変動、為替相場の変動、その発行者に係る信用状況の変化などを原因として、基準価格が下落する事により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

◎投資信託は商品ごとにリスクは異なりますので、商品ごとの「投資信託説明書(交付目論見書)」および「目論見書補完書面」を十分お読みください。

【投資信託取引に係る諸費用】

◎投資信託の主な手数料は以下のとおりです。これらの手数料等の合計額については、お客さまが商品を保有される期間等に応じて異なりますので表示することができません。

各商品の手数料等の詳細につきましては、商品ごとの「投資信託説明書(交付目論見書)」および「目論見書補完書面」でご確認ください。

(1)購入時:

お申し込み手数料【基準価格に対し最大 3.85%(税込)】がかかります。また、一部の商品は申込時に別途、信託財産留保額がかかります。投資する債券に課される税率の変動等により、変動する場合がありますため、事前に料率・計算方法を示すことができません。

(2)運用期間中:

信託報酬【信託財産の純資産総額に対し最大年率 2.20%(税込)】が日々の信託財産から差し引かれるほか、監査報酬、組入有価証券の売買委託手数料・保管費用等の諸費用(運用状況等により変動するものであり、事前に料率・上限等を表示することができません)が差し引かれます。

(3)換金時:

信託財産留保額【換金時の基準価格に対し最大 0.5%】がかかる商品があります。

【その他の重要事項】

◎投資信託は預金ではありません。したがって元本の保証はされておられません。

◎投資信託は預金保険の対象ではありません。

◎当行でご購入いただく投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。

◎当行は販売会社であり、投資信託の設定・運用は委託会社、信託財産の管理は信託銀行が行います。

◎投資信託の運用による利益および損失は、ご購入されたお客さまに帰属します。

株式会社 北都銀行

登録金融機関: 東北財務局長(登金)第 10 号

加入協会: 日本証券業協会

収益分配金に関する留意事項

◆ 投資信託(ファンド)の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

投資信託から分配金が支払われるイメージ

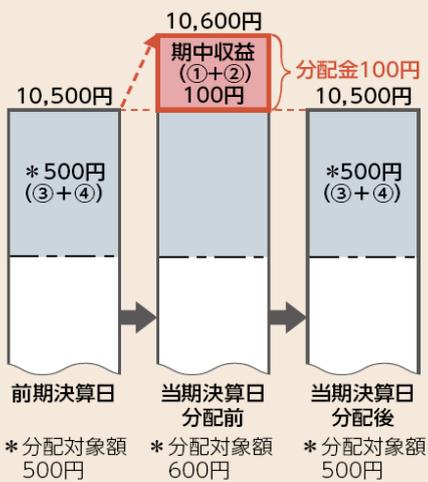


◆ 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金と基準価額の関係(イメージ)

計算期間中に発生した収益の中から支払われる場合

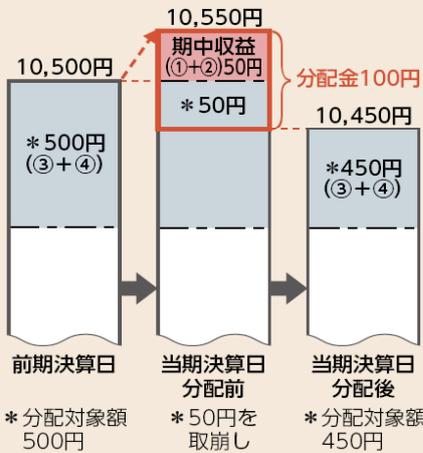
ケースA



計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

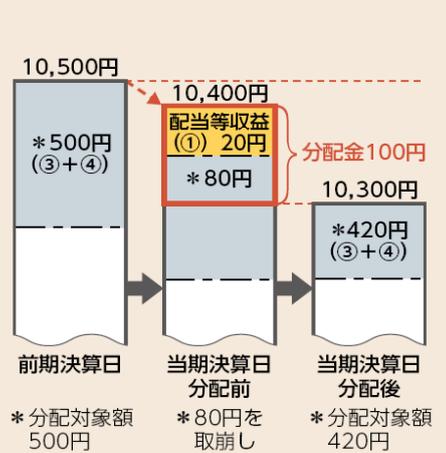
ケースB

前期決算から基準価額が上昇した場合



ケースC

前期決算から基準価額が下落した場合



分配金は、収益分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

- 期中収益に該当する部分：①配当等収益(経費控除後) ②有価証券売買益・評価益(経費控除後)
 期中収益に該当しない部分：③分配準備積立金 ④収益調整金

上図のそれぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、次の通りとなります。

- ケースAの損益：分配金受取額 100円 + 当期決算日と前期決算日との基準価額の差 0円 = 100円
 ケースBの損益：分配金受取額 100円 + 当期決算日と前期決算日との基準価額の差 ▲50円 = 50円
 ケースCの損益：分配金受取額 100円 + 当期決算日と前期決算日との基準価額の差 ▲200円 = ▲100円

★A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。

上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

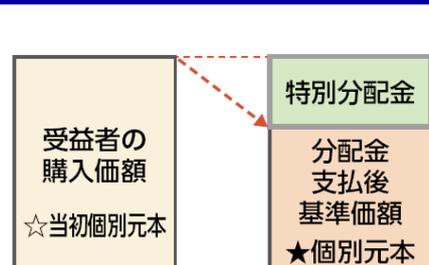
◆ 受益者のファンドの購入価額(個別元本)によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※特別分配金は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、特別分配金部分は非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本(受益者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

特別分配金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、特別分配金の額だけ減少します。